

議 第 6 号

暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の  
確保を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣 宛 て  
総 務 大 臣  
財 務 大 臣  
経 済 産 業 大 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

長期化する燃料油価格の高騰が、国民の生活及び企業経営を圧迫する中、特に自動車の利用率が高く、ガソリン等の消費量が多い地方では、家計のほか、交通・運輸業等の経営にも深刻な影響を与えている。

こうした状況を受け、国では、揮発油税及び軽油引取税の本則税率に上乗せされている、いわゆる暫定税率の廃止が決定されたが、これにより見込まれる税収減への対応に関する検討は、未だ結論に至っていない。

揮発油税等には地方財源が含まれ、特に課税主体が都道府県である軽油引取税については、その全額が地方に帰属することから、自治体の行政運営に対する深刻な影響が懸念されており、必要な事業の削減、将来世代への負担の先送り等を防ぐためにも、地方財政に対する補てん措置の実施が不可欠である。

よって、本県議会は、国会及び政府において、長引く燃料油価格の高騰から国民を守りつつ、地方自治体における健全な財政を維持するため、暫定税率の廃止に伴う安定的な代替財源の確保を図るよう強く要請する。